



う監 第 132004 号  
令和 5 年 8 月 10 日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



令和4年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率に対する  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 令和4年度 うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 2. 審査の期間

令和5年7月26日～令和5年8月10日

### 3. 審査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行っている。

## 第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

### 1. 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	-	-	11.80
② 連結実質赤字比率	-	-	-	16.80
③ 実質公債費比率	6.7	6.5	6.3	25.0
④ 将来負担比率	-	-	-	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

※将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す

### 2. 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	20.0

※「-」は資金に不足額がないことを表す

## 第3 審査の意見

### 1. 総合意見

令和4年度の健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。しかしながら、これらの指標は、今後、多額の財政負担が見込まれる公共施設の老朽化による更新や維持管理費用等、将来的に必要となる経費は算入されていないことに留意する必要がある。また、未だ影響が残る新型コロナウイルス感染症や近年の物価高騰による市民生活への影響等により市の財源確保が厳しい中、社会保障費等も増加傾向にあることから、引き続き効率的な財政運営に努められたい。

令和4年度の資金不足比率については、3事業会計において資金不足は発生していないため算出されていない。しかし、農業集落排水事業特別会計は一般会計からの法定外繰入金により黒字化していること、水道事業会計及び下水道事業会計は将来的に施設更新に必要となる費用面で厳しい経営状況が予測されることから、今後も効率的な事業運営に努められたい。

### 2. 個別意見

#### (1)健全化判断比率

##### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和4年度の実質赤字比率は△11.41%で、該当なし(「一」と表記)となる。また、早期健全化基準の 11.80%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和4年度の連結実質赤字比率は△23.54%で、該当なし(「一」と表記)となる。また、早期健全化基準の16.80%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

##### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率で、3

力年平均により算出される。令和4年度の実質公債費比率は 6.3%で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

#### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率である。

令和4年度の将来負担比率は、充当可能額が将来負担額を上回ったことにより将来負担比率は△11.1%(「ー」と表記)で、前年度に比べ 3.5 ポイント改善した。早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

### (2)資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模(料金収入)で除した比率である。

#### ① 水道事業会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

#### ② 下水道事業会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

#### ③ 農業集落排水事業特別会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。